

県民の皆様へ

発熱等の症状がある場合の医療機関等へのかかり方

発熱患者等

発熱、咳・痰、味覚・嗅覚異常、全身倦怠感等症状がある場合

かかりつけ医
あり

かかりつけ医に電話連絡し、指示のもと受診

※ かかりつけ医には、

- ①「診療と検査を実施する医療機関」と
- ②「診療のみを実施する医療機関」があります。

②の場合

PCR検査センター、または
「診療と検査を実施する医療
機関」を紹介・受診

①の場合

かかりつけ医
なし受診・相談センター
(保健所)へ連絡

紹介

紹介された医療機関（「診療と
検査を実施する医療機関」等）
に電話連絡し、指示のもと受診

医師が必要と判断する場合に検査（同時に実施、または一方のみ実施）

i.インフルエンザ迅速抗原検査 等

ii.COVID-19検査（PCR検査、抗原検査）

※ iの検査については、一部のPCR検査センターにおいては実施していない場合があります。

かかりつけ医等に受診の際は必ずマスクを着用し、
できる限り公共交通機関以外で受診するようにしてください。

受診・相談センター（保健所）	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	092-643-3288
粕屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	

※北九州市、福岡市、久留米市にお住まいの方は

受診・相談センター（保健所）	電話番号	夜間・休日の連絡先
北九州市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0570-093-567【24時間対応】	同左
福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル	092-711-4126【24時間対応】	同左
久留米市新型コロナウイルス相談センター	0942-30-9335【24時間対応】	同左

新型コロナウイルス感染症の検査を受けられた皆さまへ

～陽性判定となった場合～

もし、陽性判定を受けられたら大変驚かれることと思います。

新型コロナウイルス感染症は、政令で**指定感染症**として定められており、陽性者で呼吸器疾患を有する方等は入院の対象となります。

現在、福岡県では、**軽症又は無症状で、医師の判断により入院の必要がないとされた方は**、安全に療養していただくため、以下の理由で宿泊療養をしていただくこととしています。

あなたを守る！



新型コロナウイルス感染症は、発症後5日から7日までに突然、**呼吸不全に至る**患者さんがいます。また、症状がない方でも、**後に症状が出る場合があります**ので、注意が必要です。

ご家族や大切な人を守る！

医師の管理下で宿泊療養を行うことは、患者さん自身の安全面にとってふさわしいことと考えられます。当然のことながら、**あなたと同居されているご家族のほか、ご友人など大切な方へ感染させる危険性を排除**することもできます。

宿泊療養をしていただきますようお願いいたします。

検査結果の連絡及び宿泊療養施設への入所の連絡について

- ・検査結果が分かり次第、**医療機関及び最寄りの保健所**からご連絡をいたします。
- ・保健所において、宿泊療養が必要と判断された場合はその旨のご案内をいたします。

宿泊療養施設への入所の準備について

- ・数日分の着替え・タオル、洗面用具等が必要です。
- ・施設へは、県又は市の手配した車両でお連れいたします。

退院・退所基準について

- ・**有症状**の方については、原則として発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 等
- ・**無症状**の方については、原則として検査日から10日間経過した場合 等

その他

- ・体調が悪くなった時には、かかりつけ医又は最寄りの保健所にご連絡いただきますようお願いいたします。

詳しいことは福岡県ホームページへ

(新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設利用のしおり及び同意書のご案内)

福岡県 宿泊療養 しおり

検索

